3　第一項第二号に掲げる額は、銀行又は連結子法人等が行う次に掲げるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（レポ形式の取引又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。）

二　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が銀行又は連結子法人等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

4　第一項第三号に掲げる額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引に係る次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　十パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　前二号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー　百パーセント

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第二条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額において、その算定に係る自己資本比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額については、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。以下「自己資本比率改正告示」という。）附則第八条第一項において読み替えて適用する自己資本比率告示第八条第十項第一号に定めるところによる。

（資本の額に係る経過措置）

第三条　適用日から起算して七年を経過する日までの間における第四条の規定によるＴｉｅｒ１資本の額（以下単に「Ｔｉｅｒ１資本の額」という。）において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第六条第一項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、自己資本比率改正告示附則第三条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第三項に定めるところによる。

2　適用日から平成三十年三月三十一日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第五条第一項に定める普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に定めるところによる。

3　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、前項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

4　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、第一項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第二項及び第六条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

5　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

6　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第二項に定めるところによる。

○金融庁告示第十三号

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）第一条第一項第六号の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

金融庁長官　細溝　清史

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　持株レバレッジ比率（第二条―第九条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　長期決済期間取引　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「自己資本比率告示」という。）第五十七条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。

二　子法人等　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。

三　デリバティブ取引等　自己資本比率告示第五十七条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。

四　ポジション　自己資本比率告示第一条第二十七号に規定するポジションをいう。

五　クレジット・デリバティブ　自己資本比率告示第一条第十七号に規定するクレジット・デリバティブをいう。